

北海道北見柏陽高等学校 学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは多種多様化し、学校だけでは対応が困難な事案も増加しています。また、いじめをきっかけに心が深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ事案もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっています。そこで、生徒達が意欲を持って自己実現に向けて充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るため「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定めました。

※令和5年3月改定「北海道いじめ防止基本方針」に基づく

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むに当たり、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応することや、事案に応じて「いじめ」という言葉を用いず柔軟に対応することが大切です。

そのために、次に挙げる基本的認識を踏まえ、いじめの「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。

- (1)いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである
- (2)いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- (3)いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- (4)いじめは、「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断することが大切である
- (5)「いじめを受けた生徒にも何らかの原因がある。責任がある」という考え方は、あってはならない
- (6)いじめは、その行為の態様により暴行・恐喝・強要等刑罰法規に抵触する可能性がある
- (7)いじめは、学校としての生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- (8)いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

4 いじめの防止

「いじめは、どの学級、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をすべての教職員が持ち、最も重要なことは、「いじめが起らない学級、学校づくり」等、未然防止に努めることです。

そのために、生徒の発達段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築できる力や、けんか等交友関係から生じたトラブルを解決し、人間関係を修復できる力を身に付け、変化の激しい社会にあって、自律し、粘り強く、たくましく生きる力を育むことが大切です。

- (1)日常の授業における指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2)特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
 - ・芸術教育やボランティア活動の充実による思いやりのこころの育成
- (3)教育相談の充実
 - ・面談の定期的実施
- (4)人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- (5)情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるネットモラル教育の充実

- (6) 保護者等や地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校の情報発信の促進
- (7) チェックリストを用いた校内体制の点検・改善

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は早期解決につながります。そのためには、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努め、生徒たちの些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしないことが求められます。

また、生徒たちに関わる情報を教職員全体で共有し、保護者等とも連携し情報収集することも大切です。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・外部の相談機関の紹介
- ・スクールカウンセラーの活用

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（6月、9月、11月、2月） ※必要に応じ追加実施

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視せず、早期に適切な対応をとることが大切です。いじめに遭った生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けては、必ず学年・学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防ぐため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛、心配や不安を取り除くとともに、いじめられている生徒の立場や心情に配慮し、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、組織的サポートを行う
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を行う
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・暖かい人間関係をつくるための支援を行う

② いじめている生徒への対応

「いじめは決して許さない」の毅然とした態度で、いじめている生徒に、直ちにその行為をやめさせ、改善するまで指導を行う。また、本人が抱える問題を解決するための組織的指導体制・支援体制をとる。

- ・いじめの事実を確認する
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える
- ・委員会を中心とし、本人が抱える問題に対する教育相談を行う
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を行う
- ・必要に応じてスクールソーシャルワーカーとの連携体制をとる
- ・その他、関係団体等の連携をとる

(2) 関係集団への対応

生徒達に、いじめを絶対に許さないという意思を持たせ、自分たちでいじめを止める力を育てる指導を行う。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・個人を尊重する集団づくりに努める

(3) 保護者等への対応

① いじめられている生徒の保護者等に対して

- 相談されたケースには学校への不信感が生じないように誠実に対応する
- ・いじめられている生徒の立場に立ち、親身に話を聞く(傾聴)
- ・的確に事実を把握して迅速に対応し、早期に安心して登校できるようにする
- ・保護者等と生徒のコミュニケーションや家庭でのサポートなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者等に対して

- 事実を確認したら速やかに面談し、詳細について説明する
- ・被害生徒や当該保護者等の心情に配慮する
- ・子どもの行動改善には、保護者等の協力が不可欠であることを理解してもらう

(4) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、情報交換に加え、一体的な対応を行う

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関との連携

- ・専門機関による家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・専門医による精神保健に関する相談
- ・専門医による精神症状についての治療、指導・助言

(5) 解消の判断

次の2つの要件が満たされていることを確認する。(必要に応じ他の条件も勘案し、SC等を含めた複数の視点で判断する。)

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が相当期間止んでいること
- ・期間は少なくとも3ヶ月を目安とし、さらに長期期間が必要な場合は別途設定する

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒本人及び保護者への面談等により確認する
- ・学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発・協力依頼

- ・インターネット・SNS・携帯電話の使用に関する保護者の見守り
- ・フィルタリング

② 情報教育の充実

「教科情報」等におけるネットモラル教育の充実

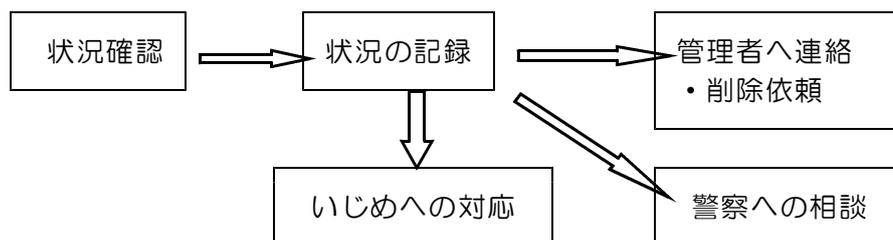
③ ネット社会についての講話・研修会の実施(保護者等・教員、生徒)

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールによる情報
- ・学校独自の定期的なネットパトロールによる情報

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

これらの疑いが生じた段階から調査の実施に向けた取組を開始し、学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会への報告とともに、同委員会が設置する重大事態調査組織に協力し、さらに、支援チーム等の支援を得て解決にあたる。

9 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題に取り組むには、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という意志を持ち、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や、学校の組織的な体制を整備するとともに、家庭・地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として取組を進める必要があります。

そのため「いじめ防止対策推進法」に基づき組織した「いじめ防止対策委員会」を中心として、教職員全員が共通理解を図り、総合的ないじめ対策を行う必要があります。

(1) いじめ防止対策委員会の設置について

- ・委員会は校長が任命した、教頭、生徒指導部長・年次主任
- 必要に応じ、教育相談担当・特別支援教育担当・養護教諭・スクールカウンセラー及び関係教諭をメンバーとして設置する。
- ・年間計画に従った定期的開催の他事案発生時に開催する。

(2) 委員会の役割

- ・日常の指導に係る対応（未然防止・早期発見）※別紙1
- ・緊急時の組織的対応（いじめへの対応）※別紙2

10 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

いじめの未然防止や早期発見のために、年度当初に組織体制を整備すると同時に、「学校いじめ防止プログラム」年間計画に基づく計画的指導が大切です。

※別紙5（「学校いじめ防止プログラム」年間計画）

平成30年3月改訂

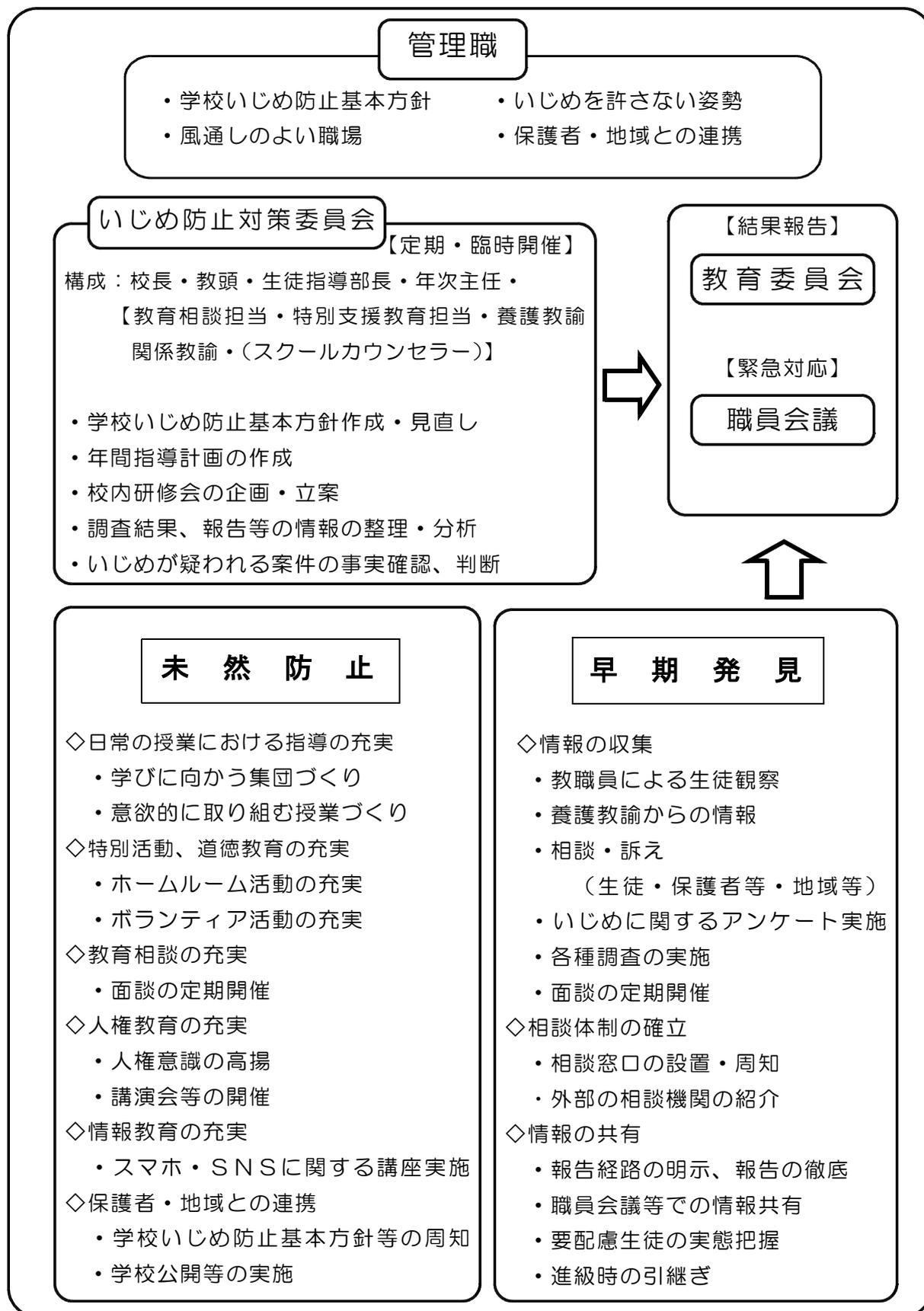
令和4年5月改訂

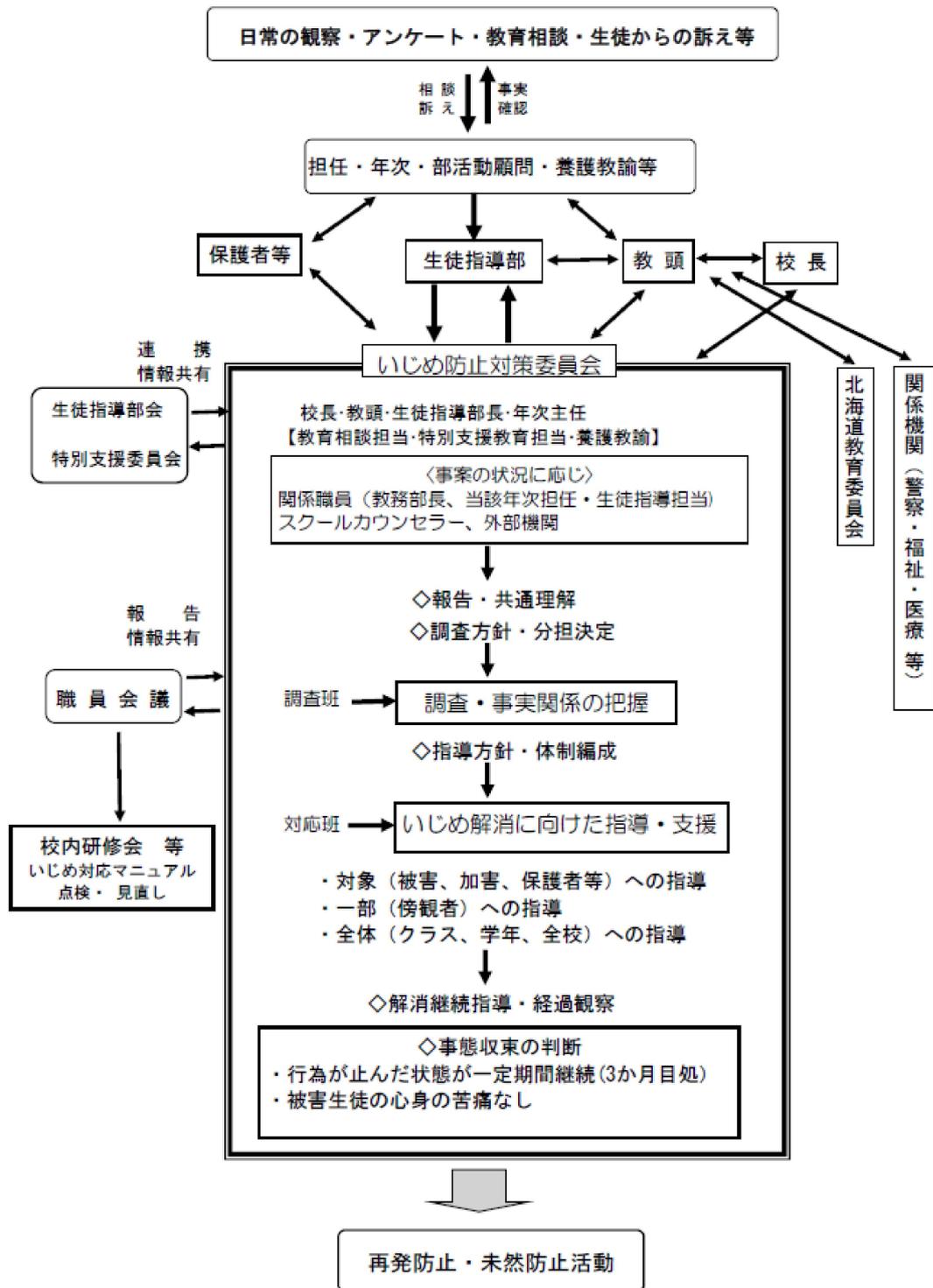
令和5年5月改訂

令和6年3月改訂

令和7年4月改訂

日常の指導体制（未然防止・早期発見）





別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 個人に対するからかいや、それに対して煽る雰囲気がある <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、先導的存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする <input type="checkbox"/> 受信したメールやSNSをこそこそ見たり、電話におびえたりする <input type="checkbox"/> 不審な電話やメール・SNSがあったりする <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る <input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる

令和7年度 学校いじめ防止プログラム年間計画

月	事業内容	いじめ未然防止に係る行事や取組
4	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止対策基本方針の内容検討 学校いじめ防止プログラム年間計画 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ★第1回いじめ防止対策委員会 □生徒会オリエンテーション □生活安全講話 □生徒個人面談の実施①
5	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止対策基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ★いじめ対応に関する教職員研修1 □春の大掃除
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ把握のためのアンケート実施① HyperQU実施① 	<ul style="list-style-type: none"> □生徒個人面談の実施② ★第2回いじめ防止対策委員会
7		□柏陽祭（地域の方へ本校の取組を伝え、生徒の本校への帰属意識を高揚する）
8	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ・ネットトラブル根絶メッセージ標語コンクール」への参加 	
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ把握のためのアンケート実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ★第3回いじめ防止対策委員会 □生徒個人面談の実施③
10		□秋の大掃除
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ把握のためのアンケート実施③ 	<ul style="list-style-type: none"> ★第4回いじめ防止対策委員会 □美術部支援学校交流会
12	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> □SNS防犯講話 □生徒個人面談の実施④
1		
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ把握のためのアンケート実施④ 	<ul style="list-style-type: none"> ★いじめ対応に関する教職員研修2 ★第5回いじめ防止対策委員会 □器楽局による支援学校との交流会
3	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止対策基本方針の内容評価 	<ul style="list-style-type: none"> □合唱コンクール ★次年度へ向けた改善点などの検討
備考	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会（必要に応じ実施） HyperQU実施（年間1回実施） 1回目：6月 	<ul style="list-style-type: none"> いじめをうけている生徒がいないか、委員会等で情報交換し、年次と連携し、未然防止 ・早期発見に努める。 ・コミュニケーションが円滑に進みトラブルを防いだり、対処できたりする力を身につける。